

(仮称) 福井市新ごみ処理施設
整備・運営事業

要求水準書

運営・維持管理業務編

令和3年7月

福井市

目次

第1章	総則	1
第1節	事業概要	1
第2節	計画主要目	4
第3節	一般事項	5
第4節	運營業務条件	8
第2章	運営体制	10
第1節	業務実施体制	10
第2節	有資格者の配置	10
第3節	連絡体制	11
第3章	受付業務	12
第1節	受付・計量業務	12
第4章	運転管理業務	14
第1節	新施設の運転管理	14
第2節	新施設に係る運転管理業務	14
第5章	維持管理業務	17
第1節	新施設の維持管理業務	17
第2節	保守管理	17
第3節	修繕工事	19
第4節	清掃	21
第5節	維持管理マニュアル	21
第6節	精密機能検査等	21
第7節	土木・建築、建築設備の点検・検査、補修等	22
第8節	長寿命化計画（延命化計画）の作成及び実施	22
第6章	環境管理業務	23
第1節	新施設の測定管理業務	23
第2節	マニュアル作成	23
第3節	排ガス等の基準値を超えた場合の対応	25
第4節	光化学オキシダントによる運転管理について	27
第7章	防火・防災管理業務	28
第1節	緊急対応マニュアル作成	28
第2節	新施設の防火・防災管理業務	28
第3節	二次災害の防止	28
第4節	自主防災組織の整備	28
第5節	防火・防災訓練の実施	29
第6節	災害発生時の対応・防災備蓄倉庫の管理	29
第7節	急病等への対応	29
第8節	事故報告書の作成	30

第8章	保安・清掃業務	31
第1節	新施設の関連業務	31
第2節	植栽管理	31
第3節	調整池管理	31
第4節	除雪業務	31
第5節	清掃業務（新施設以外）	31
第6節	施設警備・防犯	31
第9章	施設見学者及び住民等対応業務	32
第1節	見学者対応	32
第2節	周辺住民対応	32
第10章	情報管理業務	33
第1節	新施設の情報管理業務	33
第2節	業務計画及び業務実施計画の策定	33
第3節	運営体制	33
第4節	運営マニュアル	33
第5節	運転管理	34
第6節	保守管理	34
第7節	補修工事	34
第8節	更新工事	34
第9節	保全工事	35
第10節	作業環境管理	35
第11節	防火・防災管理	35
第12節	清掃実施	35
第13節	測定管理報告	35
第14節	施設情報管理	36
第15節	業務報告	36
第16節	その他管理記録報告	36
第17節	環境モニタリングデータ	36
第18節	ホームページの作成及び管理	36
第11章	業務モニタリング	37
第1節	モニタリング方法	37
第2節	モニタリングの手順	38
第3節	是正勧告等の流れ	39
第12章	契約期間終了時のモニタリング	41
第1節	モニタリング方法	41
第2節	確認方法	41

第1章 総則

本要求水準書は、福井市（以下「本市」という。）が整備する新ごみ処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（以下「新施設」という。）の運営・維持管理（以下「本事業」という。）に関し、本市が要求する基本的な水準を示すものである。また、本要求水準書に記載がない事項で本業務の遂行上、当然必要な業務については運営事業者の責任において実施すること。

第1節 事業概要

1. 一般事項

本事業は、新施設の適正な運転・維持管理により、本市の燃やせるごみ及び燃やせる粗大ごみの処理を20年にわたり安全・安心・安定的に行うことを目的とする。

本事業にあたっての基本方針は以下のとおりである。

基本方針1 環境にやさしい市民に親しまれる施設

- ・ 環境汚染物質の発生を抑制し、周辺環境への負荷を低減する施設とする。
- ・ 温室効果ガスの排出量を削減し、地球温暖化の防止に寄与する施設とする。
- ・ 地域の発展に寄与し、周辺地域の景観と調和が取れた、市民に親しまれる施設とする。

基本方針2 循環型社会の形成に寄与する施設

- ・ 3Rの取組等、環境学習機能を備え、「おとましい」を行動に移す市民を育む施設とする。
- ・ エネルギーを効率的に回収し、有効利用を図る施設とする。

基本方針3 安全で災害に強い施設

- ・ 耐震性や耐久性を有する、最新のごみ処理技術を導入し、災害発生時にも運転が可能な施設とする。
- ・ 災害で発生した臨時的なごみにも対応可能な処理機能を有した施設とする。

基本方針4 経済性・効率性に優れた施設

- ・ 施設の整備から運営・維持管理等のライフサイクルコストの低減を図る施設とする。
- ・ 安定的な運転管理が容易に行える施設とする。

2. 事業名称

（仮称）福井市新ごみ処理施設整備・運営事業

3. 施設概要

施設規模 : 265t/日 (132.5t/日×2 炉)
炉形式 : ストーカ式焼却炉
前処理設備 : 5.5 t /5h

4. 事業用地の住所

福井県福井市寮町 50 字外

5. 事業用地

添付資料参照

6. 運営事業者の業務範囲

運営事業者の業務範囲は、新施設運営に係る以下の業務とする。

- (1) 受付業務
- (2) 運転管理業務 (焼却飛灰の安定化处理、残渣の貯留及び引渡しまでは事業者の業務範囲。)
- (3) 維持管理業務
- (4) 環境管理業務
- (5) 防火・防災管理業務
- (6) 保安・清掃業務
- (7) 施設見学者 (一般見学者) 及び住民等対応業務
- (8) 情報管理業務
- (9) 運営のセルフモニタリング
- (10) その他これらに付帯する業務

7. 本市の業務範囲

本市の業務範囲は、新施設運営に係る以下の業務とする。

- (1) 住民対応
- (2) 運営モニタリング
- (3) 本施設への一般廃棄物等の搬入
- (4) 残渣運搬・最終処分業務
- (5) 売電に関する契約業務
- (6) 資源物の売却に関する契約業務
- (7) 既存管理棟の運営・維持管理業務
- (8) その他これらを実施する上で必要な業務

8. 運営期間

本事業における運営期間は、令和 8 (2026) 年 4 月から令和 28 (2046) 年 3 月までの 20 年間とする。ただし、運営事業者は供用開始後 35 年以上の施設供用を前提として本事業を実施すること。

9. 新施設の要求性能

本要求水準書に示す施設の要求性能とは、要求水準書及び事業提案書に定める、新施設が備えているべき性能及び機能をいう。

第2節 計画主要目

1. 計画年間処理量

要求水準書 設計・建設業務編 第2章 第1節 1. 処理能力を参照

2. 計画ごみ質

要求水準書 設計・建設業務編 第2章 第1節 2. 計画ごみ質を参照

3. ごみの搬出入

要求水準書 設計・建設業務編 第2章 第1節 12. 搬入・搬出車両を参照

4. 余熱利用計画

要求水準書 設計・建設業務編 第2章 第1節 11. 余熱利用計画を参照

5. 公害防止基準

要求水準書 設計・建設業務編 第2章 第2節 1. 公害防止等の基準を参照

6. 焼却灰等の基準

要求水準書 設計・建設業務編 第2章 第1節 14. 焼却灰等処分計画を参照

7. 居室における空気環境の基準

居室における空気環境の基準は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令」第1条の特定建築物に該当する延べ面積（事務所）に該当する場合は、表1に示す基準を遵守する。

表1 居室における空気環境基準

項 目		基準値
居室環境	浮遊粉じん	0.15mg/m ³ 以下
	一酸化炭素	10ppm以下
	二酸化炭素	1,000ppm以下
	温度	①17℃以上28℃以下 ②居室における温度を外気の温度より低く する場合は、その差を著しくしないこと。
	相対湿度	40%以上70%以下
	気流	0.5m/秒以下
	ホルムアルデヒドの量	0.1mg/m ³ 以下

8. 敷地周辺の状況

要求水準書 設計・建設業務編 第1章 第1節 6. 事業用地の立地条件を参照

第3節 一般事項

1. 本要求水準書の遵守

運営事業者は、本要求水準書に記載される要件について、本業務期間中遵守すること。

2. 関係法令等の遵守

運営事業者は、本業務期間中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「労働安全衛生法」等の関係法令及び関連する基準、規格等を遵守すること。

3. 環境影響評価の遵守

運営事業者は、「福井市新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価書」に示されている内容のうち、本事業に係る事項について、本業務期間中遵守すること。また、本市が実施する環境影響評価に係る事後調査に協力し、本市又は運営事業者が自ら行う調査により、環境に影響が見られた場合は、本市と協議のうえ、対策を講ずること。

4. 一般廃棄物処理実施計画の遵守

運営事業者は、本業務期間中、本市が毎年度定める「一般廃棄物処理実施計画」を遵守すること。

5. 官公署等の指導等

運営事業者は、本業務期間中、官公署等の指導等に従うこと。なお、法改正等に伴い新施設の改修等が必要な場合の措置については、その費用の負担を含め、本市と協議のうえ決定する。

6. 官公署等申請への協力

運営事業者は、本市が行う運営に係る官公署等への申請等に全面的に協力し、本市の指示により必要な書類・資料等を提出しなければならない。なお、運営事業者が行う運営に係る申請に関しては、運営事業者の責任と負担により行うこと。

また、新施設に国・県・本市等の立入検査や調査が入る場合には、運営事業者は、資料の作成と提示、本市への助言・報告等、誠意を持って協力すること。

7. 官公署等への報告等

運営事業者は、官公署等から新施設の運営に関する報告等を求められた場合、速やかに対応すること。なお、報告にあたっては、同内容を事前に本市に報告し、その指示に基づき対応すること。また、本市業務において官公署等から新施設の運営に関する報告等を求められた場合は、本市に協力すること。

8. 本市への報告

- (1) 運営事業者は、「第11章 業務モニタリング」に基づき、月1回の定例会において、新施設の運営に関する記録、資料等を提示・説明すること。なお、提示・説明する資料は本市との協議による。また、本市が新施設の運営に関する記録、資料等の提出を求め

た場合、速やかに報告すること。

- (2) 定期的な報告は、「第10章 情報管理業務」に基づくものとし、緊急時・事故時等は、「第7章 防火・防災管理業務」に基づくこと。

9. 本市の検査等

運営事業者は、本市が実施する運営全般に対する検査等に全面的に協力すること。この検査等において、本市が新施設の運営に関する記録、資料等の提出を求めた場合、速やかに報告すること。

10. 労働安全衛生・作業環境管理

- (1) 運営事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業員の安全及び健康を確保するために、本業務に必要な管理者、組織等の安全衛生管理体制を整備すること。
- (2) 運営事業者は、整備した安全衛生管理体制について本市に報告すること。安全衛生管理体制には、ダイオキシン類のばく露防止対策上必要な管理者、組織等の体制を含めて報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに本市に報告すること。
- (3) 運営事業者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を推進すること。
- (4) 運営事業者は、作業に必要な保護具、測定器等を整備し、作業従事者に使用させること。また、保護具、測定器等は定期的に点検し、安全かつ正確に測定できる状態を保つこと。
- (5) 運営事業者は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（以下「ダイオキシン類ばく露防止対策要綱」という。）（基発0110第1号平成26年1月10日改正）に基づきダイオキシン類対策委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会において「ダイオキシン類へのばく露防止推進計画」を策定し、遵守すること。なお、委員会には、廃棄物処理施設技術管理者等、本市が定める者の同席を要する。
- (6) 運営事業者は、新施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め、励行させ、作業行動の安全を図ること。
- (7) 安全作業マニュアルは、施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。また、本市業務範囲における安全作業マニュアルの改善は、本市及び運営事業者の協議により行う。
- (8) 運営事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、安全衛生上、問題がある場合は、本市と協議のうえ、施設の改善を行うこと。
- (9) 運営事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業員に対して健康診断を実施し、その結果及び就業上の措置について本市に報告すること。
- (10) 運営事業者は、従業員に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。
- (11) 運営事業者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。訓練の開催については、事前に本市に連絡し、本市の参加について協議すること。
- (12) 運営事業者は、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つこと。

11. 保険

運営事業者は新施設の運営に際して、労働者災害補償保険、第三者への損害賠償保険等の必要な保険に加入すること。また、保険契約の内容及び保険証書の内容については、事前に本市の承諾を得ること。

なお本市は、新施設の災害等による損害を担保する目的で、建物総合損害共済（公益社団法人全国市有物件災害共済会）等、必要な保険に加入する予定である。

12. 地域振興

新施設の運営にあたっては、現施設の運転管理を行う職員の雇用に配慮すること等による地元住民の雇用促進のほか、本市内の企業等を積極的に活用するとともに、物品・役務等の調達についても地元産品を積極的に活用することにより、地域振興に貢献すること。

また、啓発施設としての機能を有していることも踏まえ、地域・市民に親しまれる施設運営を行うこと。

13. 工事元請下請関係の適正化

建設産業における生産システム合理化指針（平成3年2月5日 建設省経構発第2号）等の趣旨を十分に理解し、関係事業者と適切な関係を築くこと。

14. 関連行事等への参加

運営事業者は、本業務に対する周辺住民の理解を深めるため、業務実施場所及び周辺で本市及び関係団体が行う行事等に対し、積極的に参加すること。

15. 業務計画書及び業務実施計画書の作成

- (1) 運営事業者は、本業務の実施に際し、各業務の実施に必要な事項を記載した業務計画書を本業務開始する60日前までに本市に提出し、本市の承諾を得ること。
- (2) 業務計画書には、本業務の実施にあたり必要となる各種マニュアル、各業務の実施にあたり必要な業務実施計画書（運営期間中の運転計画、調達計画、保守管理計画、更新工事計画、清掃計画など）、本市への各種報告様式等を含むこととし、その内容は本市との協議により決定すること。
- (3) 運営事業者は、各年度の業務が開始する30日前までに、業務計画書に基づき、当該年度の業務実施計画書（年間運転計画、年間調達計画、年間保守管理計画、年間更新工事計画、年間清掃計画など）を本市に提出し、当該年度の業務が開始する前に、本市の承諾を得ること。なお、業務実施計画書の体裁（分冊・合冊など）は本市と協議して決定すること。

第4節 運営業務条件

1. 運営

本業務は、新施設の運営に必要な業務で「第1章 第1節 7. 本市の業務範囲」に示した本市業務内容を除くすべての業務とする。また、本要求水準書に記載がない事項で本業務の遂行上、当然必要な業務については運営事業者の責任において実施すること。

2. 準拠図書等

本業務は、次に示す図書の記載順に優先順位が高いものとして行うこと。

- (1) 運営業務委託契約書
- (2) 入札説明書等の質問に対する回答書及び対面的対話の回答書
- (3) 本要求水準書及び本要求水準書添付資料（設計・建設業務編を含む）
- (4) 事業提案書
- (5) 業務計画書、業務実施計画書、マニュアル及びその他本市の指示するもの。

3. 提案書の変更

原則として提出された事業提案書は変更できないものとする。

ただし、本業務期間中に本要求水準書に適合しない箇所が判明した場合には、運営事業者の責任において本要求水準書に適合するよう改善しなければならない。

4. 要求水準書記載事項

(1) 記載事項の補足等

本要求水準書に記載された事項は、基本的内容について定めるものであり、運営事業者が責任をもって実施できることを前提にこれを上回って、運営することを妨げるものではない。また、本要求水準書に明記されていない事項であっても、施設を運営するために当然必要と思われるものについては、全て運営事業者の責任と負担において補足・完備させなければならない。

(2) 参考図等の取扱い

本要求水準書の図・表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。運営事業者は「(参考)」と記載されたものについて、施設の運営をするために当然必要と思われるものについては、全て運営事業者の責任と負担において補足・完備させなければならない。

5. 契約金額の変更

上記3及び4に基づく変更が発生した場合において、契約金額の変更は行わない。ただし、委託契約書の物価変動等の定めによるところはこの限りではない。

6. 本業務期間終了時の引渡し条件

運営事業者は、本業務期間終了時において、以下の条件を満たし、新施設を本市に引き渡すこと。本市は、新施設の引渡しを受ける際に、引渡しに関する検査を行う。

- (1) 本市が本要求水準書に記載の業務を行うにあたり、支障が無いよう、本市が指示する

内容の業務について本市へ引継ぎを行うこと。引継ぎ項目には、各施設の取扱説明書（本業務期間中に修正・更新があれば、修正・更新後のものも含む）、本要求水準書及び運営業務委託契約書に基づき運営事業者が作成する図書を含むものとする。

- (2) 建物の主要構造部等に大きな破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む）を除く。
- (3) 内外装の仕上げや建築設備機器等に、大きな汚損や破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む）を除く。
- (4) 主要な設備機器等が当初の設計図書に規定されている性能を満たしており、引き渡し後3年以内に大規模改修が必要ない状態であることとし、大規模改修を行う必要が生じた場合は運営事業者の責任において行うこと。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な性能劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。改修が必要となった場合は、原因を究明のうえ、本市と協議し、対応について決定する。
- (5) 事業期間終了までに、それまでの維持管理業務実績を考慮し見直した長寿命化計画を再策定し、当初計画との比較を行った結果、乖離がある場合は検証を行い、事業期間終了時にはその結果を本市へ報告すること。
- (6) 事業期間終了時に、事業期間終了後1年間の運転に必要な予備品・消耗品を用意すること。
- (7) 次期運営事業者に対し、最低3か月以上の運転教育を行うこと。なお、教育方法等は運営事業者が策定し、本市の承諾を得ること。また、本市は本事業期間中に作成した図書、資料、蓄積したデータ及びノウハウ等については、次期運営事業者に対し、原則としてすべてを開示するものとする。
- (8) その他、本業務終了時における引渡し時の詳細条件は、本市と運営事業者の協議によるものとし、運営開始後15年目に、事業期間終了後の新施設の取扱いや延命化対策工事の要否等について、本市と協議を開始すること。

第2章 運営体制

第1節 業務実施体制

- (1) 運営事業者は、本業務の実施にあたり、要求水準書及び提案内容を達成できる適切な業務実施体制を整備すること。
- (2) 運営事業者は、本市業務範囲を除いた、受付業務、運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、防火・防災管理業務、保安・清掃業務、施設見学者（一般見学者）及び住民対応業務及び情報管理業務等の各業務に必要な実施体制を整備すること。
- (3) 運営事業者は、本事業開始前までに、整備した業務実施体制について本市に報告すること。なお、体制を変更する場合は、やむを得ない場合を除き、事前に本市に報告し承諾を得ること。
- (4) 運営事業者は、初めて本事業で廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務及び焼却灰等又は副生成物等を取り扱う業務等に従事する作業員に対して、労働安全衛生規則に基づく特別教育を実施すること。また、当該業務のマニュアルに基づく教育を実施すること。
- (5) 副生成物等の資源化を行う場合は、引取、運搬、資源化企業を安定的に確保することとし、費用負担を含め運営事業者の所掌とする。

第2節 有資格者の配置

- (1) 運営事業者は、新施設の現場統括責任者（施設の円滑な運転管理、維持管理等の総括的な責任を担う者。）かつ廃棄物処理施設技術管理者として、以下の要件を満たす者を業務開始後2年間以上連続して配置すること。なお、現場統括責任者を交代する場合は、新施設を2年間以上運転した者を優先して配置することとし、本市の承諾を得ること。
 - 1) 廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）の資格を有する者
 - 2) 連続運転式一般廃棄物焼却施設（1年以上の稼動及び1系列あたり90日間以上の連続運転実績を有する施設に限る。）の現場統括責任者としての経験を有する者
- (2) 運営事業者は、新施設のボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者として、以下の要件を満たす施設で1年以上の経験を有する技術者を業務開始後2年間以上連続して配置すること。なお、それぞれの技術者を交代する場合は、新施設を2年間以上運転した者を優先して配置することとし、本市の承諾を得ること。
 - 1) ボイラー・タービン式発電設備を有する施設
 - 2) 施設規模が、1炉あたり100t/日以上2炉構成以上である施設
 - 3) 連続運転式一般廃棄物焼却施設
- (3) 運営事業者は、施設の運営に必要な有資格者を配置すること。なお、関係法令、所轄官庁の指導等を遵守する範囲内において、有資格者の兼任は認めるものとする。なお、これらの有資格者は試運転時から配置すること。

表2 運営必要資格（参考）

資格の種類	主な業務内容
廃棄物処理施設技術管理者 （ごみ処理施設）	新施設の維持管理に関する技術上の業務を担当
安全管理者（常時 50 人以上の労働者を使用する場合）	安全に係る技術的事項の管理
衛生管理者（常時 50 人以上の労働者を使用する場合）	衛生に係る技術的事項の管理
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者	酸素欠乏危険場所で作業する場合、作業員の酸素欠乏症を防止する
防火管理者	施設の防火に関する管理者
危険物保安監督者・危険物取扱者	危険物取扱作業に関する保安・監督
第 1 種圧力容器取扱作業主任者	第 1・2 種圧力容器の取扱作業
クレーン・デリック運転士	クレーン・デリックの運転
第 2 種電気主任技術者	電気工作物の工事維持及び運用に関する保安の監督
ボイラー・タービン主任技術者	発電用ボイラー、蒸気タービン等の工事、維持、運用に係る保安の監督
特定化学物質等作業主任者	焼却灰の取扱い、焼却炉・集じん機等の保守・点検等業務
エネルギー管理士	エネルギーを消費する設備の維持管理、エネルギーの使用方法の改善・監視等の業務

※業務内容については、関係法令を遵守すること。

※その他運営を行うにあたり必要な資格がある場合は、その有資格者を置くこと。

第3節 連絡体制

運営事業者は、平常時及び緊急時の本市等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更する場合は、やむを得ない場合を除き、事前に本市に報告すること。

第3章 受付業務

第1節 受付・計量業務

1. 受付管理

- (1) 搬出入車両の計量、記録、確認、管理を行う。
- (2) 搬入者に対して、搬出入用計量機での計量時にそれぞれ伝票を発行する。
- (3) 搬入者に対して、ごみの分別等受入基準を満たしていることを確認する。なお、基準を満たしていないごみを確認した場合は、受け入れないものとし、併せてその旨を日報、月報等に記載し、本市に報告する。また、基準を満たしていないごみを持ち込んだ搬入者に対して、指導を行う。
- (4) プラットホーム、敷地内道路等の状況を監視し、状況に応じて車両の搬入タイミングを調整すること。
- (5) 効率的で円滑な受付業務の対応に心がけること。

2. 計量データの管理

受入・処理対象物、搬出対象物、薬剤等の計量データを記録し、定期的に本市へ報告すること。なお、報告は月1回の定例会とする。

データは日、曜日、週、月、年ごとに種類・時間帯別の車両台数について整理すること。

3. 案内、指示

- (1) 運営事業者は、搬入者に対し、必要に応じて敷地内ルートとごみの投入場所について、案内、指示と安全上の注意を行うこと。
- (2) 運営事業者は、必要に応じて敷地内道路に誘導員を配置すること。また、敷地内外で車両が渋滞する場合には、敷地内外の交通整理を行うこと。

4. ごみ処理手数料の徴収等（料金徴収方法の確認）

- (1) 直接搬入者については、直接料金を徴収するため、収納及び伝票発行等の事務を行う。
- (2) 徴収したごみ処理手数料については、徴収した日の次の営業日毎に本市が指定する金融機関へ振り込むこと。また、振込に係る手数料等は運営事業者の負担とする。
- (3) 徴収する料金については、「福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に記載のとおりとする。
- (4) 許可業者のごみ処理手数料徴収について、許可業者毎に月単位でまとめる等、本市の業務に協力すること。

表3 令和2年度の徴収金額実績

区分	金額
一般搬入ごみ処理手数料	19,591,312 円
許可業者搬入ごみ処理手数料	112,775,050 円

5. 受付時間

運営事業者は新施設における電話対応を行うこととし、電話受付時間は、年末年始（12月31日から翌年1月3日まで）及び土・日曜日を除く、月曜日から金曜日の8時30分から17時15分までとする。

また、新施設における搬入受付日時は、現施設と同等以上とし、本市と協議のうえ決定する。

第4章 運転管理業務

第1節 新施設の運転管理

運営事業者は、新施設を適切に運転し、新施設の要求性能を発揮し、搬入される廃棄物を関係法令、環境目標値、公害防止条件等を遵守し適切に処理するとともに、最大限経済的運転に努めた運転管理業務を行うこと。

また、新施設は災害廃棄物を受入処理する計画としていることから、災害発生時等には、本市と協議のうえ、年間稼動日数を増やすこと等を含め、可能な限り協力を行うこと。

第2節 新施設に係る運転管理業務

1. 搬入管理

- (1) 運営事業者は、プラットホームにおいて、安全確認員を配置し、車両の誘導、プラットホームの安全確認を行うこと。
- (2) 運営事業者は、プラットホームに進入してきた直接搬入者を搬入物に応じ、所定の荷下ろし場所へ誘導すること。また、荷下ろし時に適切な指示及び補助を行うこと。
- (3) 可燃性粗大ごみ、段ボール、古紙及び紙パック類と可燃ごみが混載されていた場合、それぞれの重量を計量すること。なお、中間計量台を設置し計量することも可とする。
- (4) 運営事業者は、本市が実施する展開検査に協力すること。なお、展開検査は、本市の搬入車、直接搬入車、許可業者及び事業系一般廃棄物搬入車（多量排出事業者）を対象に実施する予定としている。なお、既存施設における展開検査は年6回実施している。
- (5) 運営事業者は、新施設において処理不適物を処理しないものとし、処理不適物の搬入が認められた場合、これらを搬入した者に持ち帰らせること。また、搬入した者が持ち帰りに応じない等の理由により、処理不適物等が残った場合の対応は、本市と協議のうえ決定すること。なお、基準を満たしていないごみを持ち込んだ搬入者に対して、分別指導を行うこと。
- (6) 車両が公道を汚す恐れがあると判断した場合は、洗車場にて車体、タイヤ等の洗浄を指示すること。

2. 適正処理・適正運転

- (1) 運営事業者は、関係法令、公害防止基準値等を遵守し、搬入された廃棄物を本要求水準書に基づき適切に処理すること。
- (2) 運営事業者は、新施設の運転が、関係法令、公害防止基準値等を満たしていることを自らが行う検査によって確認すること。
- (3) 施設の運転については、エネルギーの回収向上に努める運転とし、2炉定格運転時におけるエネルギー回収率19.0%以上を確保すること。
- (4) 運営事業者は、搬入されたごみの性状について、定期的に分析・管理を行うこと。

3. 運転管理体制

- (1) 運営事業者は、新施設を適切に運転管理するために、運転管理体制を整備すること。
- (2) 運営事業者は、整備した運転管理体制について本市に報告すること。なお、体制を変

更する場合は、やむを得ない場合を除き、事前に本市に報告すること。

4. 備品・什器・物品・用役の調達・管理

- (1) 運営事業者は、施設の維持管理に関して必要となる備品・什器・物品等は運営開始前に使用に関する本市の承諾を得ること。また、運営開始後に必要となる備品・什器・物品・用役等は、運営事業者が調達・管理を行うこと。なお、備品・什器・物品の調達については、シックハウス対策やグリーン購入法及び地元企業の活用等に配慮すること。
- (2) 運営事業者は、本市業務範囲を含め、運転・維持管理に必要な光熱水費、薬品等の用役費を負担し、新施設を適切に運転するために、適切な用役管理を実施すること。

なお、災害時を考慮し処理に必要な薬品等は常時7日分（基準ごみ使用量）以上貯留しておくこと。

5. 運転計画の作成

- (1) 運営事業者は、年度別の計画処理量に基づく新施設の保守管理、修繕工事、売電計画等を考慮した年間運転計画を毎年度作成し、本市の承諾を得ること。また、売電計画については売電量の最大化に努めること。
- (2) 運営事業者は、年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成し、本市の承諾を得ること。
- (3) 運営事業者は、年間運転計画及び月間運転計画を必要に応じて変更すること。なお、変更にあたっては本市の承諾を得ること。
- (4) 運営事業者は、年度別の計画処理量及び施設の維持管理に関する備品・什器・物品・用役の調達等を考慮した年間調達計画を毎年度作成し、本市の承諾を得ること。年間調達計画には、新施設の備品庫等で保管する備品（本市が調達する備品は除く）も含むこと。
- (5) 運営事業者は、年間調達計画に基づき、月間調達計画を作成し、本市の承諾を得ること。

6. 運転管理記録の作成

運営事業者は、ごみの搬入量、処理量、焼却灰等の搬出量、各設備機器の運転データ、電気・上水及び井水、燃料、薬品等の用役データを記録するとともに、各種分析値、保守管理、修繕工事等の内容を含んだ運転日報、月報、年報等を作成し、月間運転計画に対応する月間管理記録報告書を提出すること。なお、電気については、買電電力量、売電電力量、送電電力量、消費電力量、発電電力量が把握できるようにすること。

7. 焼却灰等の搬出

- (1) 新施設から発生する焼却灰、飛灰処理物、資源化物（焼鉄等）の処理・処分は本市の所掌とし、本市が指定する運搬業者へ引渡すものとするが、引き渡すまでの間、適正に管理・保管するとともに、搬出車両への積込みを行うこと。
- (2) 焼却灰等の搬出頻度、積込作業、計量等の詳細については本市と協議のうえ、決定すること。

(3) 運営事業者は、新施設より排出される焼却灰、飛灰処理物が要求水準書（案）に示す基準値並びに本市が指示する受入れ先の受入基準を満たすように処理することとし、定期的に、性状の分析・管理を行うこと。

(4) 焼却灰、飛灰処理物が基準値を満たさない場合、その処理・処分費用は運営事業者の負担とする。

8. 売電の事務手続き

運営事業者は、売電に係る事務手続きを行うこと。なお、売電収益は本市に帰属するが、売電額の一部をインセンティブとして付与する。

9. 余熱の供給

運営事業者は、全炉休止時を除き、ごみの処理に伴い発生する余熱の一部を高温水として福井市東山健康運動公園の温水プールに供給すること。

10. 性能試験の実施

運営事業者は、「要求水準書 設計・建設業務編 第2章 第7節 性能保証」に示された引渡性能試験項目のうち、運営開始後に実施する項目を、設計・建設事業者立ち合いの下、設計・建設事業者、運営事業者と本市が合意した期日に実施すること。

11. その他

新施設に国・県・本市等の立入検査や調査が入る場合には、運営事業者は、資料の作成と提示、本市への助言等、誠意を持って協力すること。

第5章 維持管理業務

第1節 新施設の維持管理業務

運営事業者は、新施設の要求性能を発揮し、搬入される廃棄物を、関係法令、公害防止条件等を遵守し、適切な処理が行えるように、新施設の維持管理業務を行うこと。

なお、維持管理にあたっては、施設保全計画等に基づいて行うこと。

第2節 保守管理

保守管理とは、新施設を適正に維持管理していくための法定点検、法定点検以外の保守点検、機器の調整、日常的な小部品の取り換え等の一切の管理を指す。

1. 保守管理計画書の作成

- (1) 保守管理計画書は、運営期間中の毎年度分を作成するものとし、当該年度の前年度3月までに保守管理計画書を作成し、本市の承諾を得ること。
- (2) 保守管理計画書のうち、法定点検に関する計画は表4の内容（機器の項目、頻度等）を参考に作成すること。
- (3) 保守管理計画書は、運転の効率性や安全性、操炉を考慮し計画すること。
- (4) 未使用時の設備・機器については、使用時との環境が異なるものもあるため、特に留意した保守管理を実施すること。
- (5) 日常点検で異常が発生した場合や故障が発生した場合等は、運営事業者は臨時点検を実施すること。

2. 保守管理の実施

運営事業者は、保守管理計画書に基づき、保守管理を実施すること。

3. 保守管理実施の報告

- (1) 保守管理実施結果報告書を作成し、本市へ報告すること。
- (2) 保守管理実施結果報告書は適切に管理し、法令等で定められた年数又は本市との協議による年数保管すること。

表4 法定点検、検査項目（参考）

設備名	法律名		備考
クレーン	クレーン等安全規則 定期自主検査	第34条 定期自主検査 第35条 定期自主検査 第36条 作業開始前の点検 第40条 性能検査	1年に1回以上 1月に1回以上 作業開始前 2年に1回以上
エレベータ	クレーン等安全規則	第154条 定期自主検査 第155条 定期自主検査 第159条 性能検査 第162条 検査証の有効期間の更新	1年に1回以上 1月に1回以上 1年超～2年以内に 1回以上 1年超～2年以内
	建築基準法	第12条 報告、検査等	1年に1回以上
第1種圧力容器	ボイラー及び圧力容器安全規則	第67条 定期自主検査 第73条 性能検査等	1月に1回以上 1年に1回以上
第2種圧力容器	ボイラー及び圧力容器安全規則	第88条 定期自主検査	1年に1回以上
小型ボイラー及び小型圧力容器	ボイラー及び圧力容器安全規則	第94条 定期自主検査	1年に1回以上
ボイラー	電気事業法	第55条 定期事業者検査 第55条 定期安全管理審査	1月に1回 3年を経過した日以降1年を超えない時期
蒸気タービン	電気事業法	第42条 保安規程 第55条 定期安全管理審査	
	電気事業法施行規則	第94条の2 定期事業者検査	運転開始日又は定期事業者検査終了した日以降4年を超えない時期
計量機	計量法	第21条 定期検査の実施時期等	2年に1回以上
貯水槽	水道法施行規則	第55条 管理基準 第56条 検査	1年に1回以上 1年に1回以上
地下タンク	消防法	第14条の3	消防法の規定による
消防用設備	消防法施行規則	第31条の6 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告	外観点検 3月に1回以上 機能点検 6月に1回以上 総合点検 1年に1回以上
エアコンディショナー	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	第16条第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	(7.5kW～50kW 未満) 3年に1回以上
冷蔵機器及び冷凍機器			(50kW以上) 1年に1回以上 (7.5kW 以上) 1年に1回以上
電気設備	電気事業法施行規則	第50条第3項第三号 保安規程	保安規程に定めた点検（日常点検、月次点検、年次点検、臨時点検等）を定めた期間毎におこなう。
その他必要な項目	関係法令による		関係法令の規定による

第3節 修繕工事

修繕工事とは、新施設について劣化した機能の改善又はより良い機能の発揮を目的に行う補修工事、更新工事及び保全工事を指す。

1. 施設保全計画の作成

運営事業者は、建設業務で作成した施設保全計画に基づき、以下に示す補修工事、更新工事及び保全工事の計画書を作成し、当該年度の前年度までに各計画及び予算について本市と協議のうえ承諾を得ること。運営期間を通じた計画は毎年度更新し、当該年度の当初計画と当該年度に行った工事内容について比較し報告書を作成すること。

報告書は記載項目を事前に本市と協議し、決定した上でわかりやすく整理すること。

2. 補修工事

補修工事とは、新施設の劣化した部分、部材、機器及び低下した性能・機能を初期の性能水準若しくは実用上支障のない性能水準まで回復させる補修又は部分的な交換を指す。

(1) 補修工事計画書の作成

- 1) 運営事業者は、表5を参考に補修工事計画書を作成すること。
- 2) 運営事業者は、運営期間を通じた新施設の補修工事計画書を作成し、本市の承諾を得ること。
- 3) 運営期間を通じた補修工事計画書は、保守管理実施結果報告書に基づき毎年度更新し、本市の承諾を得ること。
- 4) 保守管理実施結果報告書に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握したうえで、各年度の年間補修工事計画書を当該年度の前年度までに作成し、本市の承諾を得ること。
- 5) 補修工事実施に際して、補修工事実施前までに詳細な補修工事実施計画書を作成し、本市の承諾を得ること。
- 6) 予備が無い機器については、予め破損した場合の対策を立て、適切に対応すること。

表5 補修工事の分類（参考）

作業区分		概要	設備・機器（例）	
補修工事	予防保全	時間基準保全（TBM）	・具体的な劣化の兆候を把握しにくい、あるいはパッケージ化されて損耗部のみのメンテナンスが行いにくいもの。 ・構成部品に特殊部品があり、その調達期限があるもの。	コンプレッサ、ブロワ、電気計装部品、電気基板等
		状態基準保全（CBM）	・摩耗、破損、性能劣化が、日常稼動中あるいは定期点検において、定量的に測定あるいは比較的容易に判断できるもの。	耐火物損傷、ボイラー水管の摩耗、灰・排水設備の腐食等
	事後保全（BM）	・故障してもシステムを停止せず容易に保全可能なもの（予備系列に切り替えて保全できるものを含む）。 ・保全部材の調達が容易なもの。	照明装置、予備系列のあるコンベヤ、ポンプ類	

※プラント、建築設備の例

(2) 補修工事の実施

運営事業者は、補修工事実施計画書に基づき、新施設の性能水準を維持するために補修工事を行うこと。

(3) 補修工事実施の報告

- 1) 運営事業者は、補修工事が完了した時は、必要に応じて試運転及び性能試験を行い、その結果も含めて、補修工事実施結果報告書を作成し、本市へ報告すること。
- 2) 運営事業者は、各年度の年間補修工事実施結果報告書を作成し、本市へ報告すること。
- 3) 補修工事実施結果報告書及び年間補修工事実施結果報告書は適切に管理し、法令等で定められた年数又は本市との協議による年数保管すること。

3. 更新工事

更新工事とは、新施設の劣化した機器又は装置を全交換することで低下した性能若しくは機能を初期の性能水準又は実用上支障のない性能水準まで回復させることを指す。

(1) 更新工事計画書の作成

- 1) 運営事業者は、表6を参考に更新工事計画書を作成すること。
- 2) 運営事業者は、運営期間を通じた新施設の更新工事計画書を作成し、本市の承諾を得ること。
- 3) 運営期間を通じた更新工事計画書は、保守管理実施結果報告書に基づき毎年度更新し、本市の承諾を得ること。
- 4) 保守管理実施結果報告書に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の年間更新工事計画書を当該年度の前年度までに作成し、本市の承諾を得ること。
- 5) 更新工事実施に際して、更新工事実施前までに詳細な更新工事実施計画書を作成し、本市の承諾を得ること。

(2) 更新工事の実施

運営事業者は、更新工事実施計画書に基づき、新施設の性能水準を維持するために更新工事を行うこと。

(3) 更新工事実施の報告

- 1) 運営事業者は、更新工事が完了した時は、必要に応じて試運転及び性能試験を行い、その結果も含めて、更新工事実施結果報告書を作成し、本市へ報告すること。
- 2) 運営事業者は、各年度の年間更新工事実施結果報告書を作成し、本市へ報告すること。
- 3) 更新工事実施結果報告書及び年間更新工事実施結果報告書は適切に管理し、法令等で定められた年数又は本市との協議による年数保管すること。

表6 更新工事の分類（参考）

作業区分		概要	設備・機器（例）	
補修工事	予防保全	時間基準保全（TBM）	・予備機を有している場合でも通常の運転にリスクを及ぼすもの、あるいはパッケージ化されて損耗部のみの交換が行いにくいもの。 ・調達品のうち、保証期間が定められており、事業期間中に更新が必要なもの。	タービン給水ポンプ、DCS等
		状態基準保全（CBM）	・摩耗、破損、性能劣化が、日常稼動中あるいは定期点検において、定量的に測定あるいは比較的容易に判断できるもの。	蒸気タービン減速機、ITV、クレーンバケット、各設備の油圧ユニット等
	事後保全（BM）	・故障してもシステムを停止せず容易に保全可能なもの（予備系列に切り替えて保全できるものを含む）。 ・保全部材の調達が容易なもの。 ・不具合がプラント運転に直接支障を及ぼさないもので、調達方法が機器単位のもの。	排水ポンプ、居室部の照明およびエアコン類	

4. 保全工事

保全工事とは、新施設の要求性能の維持や公害防止基準の遵守と直接的な関連はないが、運営時の使い勝手や効率性を考慮し、点検・修理・交換等を行うことを指す。

運営事業者は、適切な保全工事を行うこと。

第4節 清掃

運営事業者は、運営期間をとおして新施設を常に清掃し、清潔に保つこと。特に見学者等第三者の立ち入る場所は、常に清潔な環境を維持すること。

運営事業者は、本事業開始前までに、清掃計画書を作成し本市の承諾を得ること。また、清掃計画書に基づき清掃を実施し、清掃実施結果報告書を本市へ報告すること。

第5節 維持管理マニュアル

運営事業者は、本業務期間にわたり新施設の適切な維持管理を行っていくため、維持管理について基準化した維持管理マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。

運営事業者は、維持管理マニュアルを必要に応じて改定すること。なお、改定にあたっては本市の承諾を得ること。

第6節 精密機能検査等

- (1) 運営事業者は、3年に1回以上の頻度で、精密機能検査を実施すること。
- (2) 運営事業者は、1年に1回以上の頻度で、機能検査を実施すること。
- (3) 精密機能検査の結果を踏まえ、新施設の要求性能を維持するために必要となる各種計画の見直しを行うこと。

第7節 土木・建築、建築設備の点検・検査、補修等

- (1) 運営事業者は、土木・建築の主要構造部、一般構造部、意匠及び仕上げ、建築電気設備、建築機械設備等の点検を定期的に行い、本要求水準書を満足できるよう修理交換等を行うこと。
- (2) 運営事業者は、見学者等第三者が立ち入る箇所については、特に、美観や快適性、機能性を損なうことがないように点検、修理、交換等を計画的に行うこと。
- (3) 土木・建築設備の点検・検査、補修等に係る計画については、調達計画、保守管理計画に含めること。

第8節 長寿命化計画（延命化計画）の作成及び実施

- (1) 運営事業者は、本業務期間を通じた長寿命化計画（延命化計画）を作成し、本市の承諾を得ること。
- (2) 本業務期間を通じた長寿命化計画（延命化計画）は、点検・検査、補修、精密機能検査、機器更新等の履歴に基づき更新し、その都度、本市の承諾を得ること。
- (3) 運営事業者は、長寿命化計画（延命化計画）に基づき、新施設の要求性能を維持するために、維持管理を行うこと。

第6章 環境管理業務

第1節 新施設の測定管理業務

運営事業者は、新施設の要求性能を発揮し、関係法令、公害防止条件等を遵守するための適切な測定管理業務を行うこと。

また、測定した記録については、公表する計画であるので公表データの作成、データの提供等本市が行う公表作業に協力すること。

第2節 マニュアル作成

- (1) 運営事業者は、表7に示す測定項目及び測定頻度を基に測定管理マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。なお、作成にあたっては、表7の項目及び頻度と同等以上とすること。
- (2) 新施設の運営の状況をより効果的に把握することが可能な測定項目等について運営事業者及び本市が合意した場合、表7に示す測定項目及び測定頻度は適宜、変更されるものとする。また、法令改正等により測定項目の変更する必要がある場合は、別途協議するものとする。
- (3) 運営事業者は、測定管理マニュアルに基づき、業務従事者に作業手順を習熟させること。
- (4) 運営事業者は、測定管理マニュアルを必要に応じて改定すること。なお、改定にあたっては本市の承諾を得ること。

表7 業務期間中の測定項目

区 分	測定項目	測定頻度	備考
排ガス	ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素	4回/年	各炉 (1回当たり2検体以上)
	カドミウム及びその化合物、塩素、弗素・弗化水素及び弗化珪素、鉛及びその化合物、水銀	4か月を超えない範囲で測定	各炉 (1回当たり2検体以上)
	酸素、一酸化炭素、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、ばいじん	連続測定	各炉
	ダイオキシン類	4回/年	各炉 (1回当たり1検体以上)
ごみ質	種類組成、三成分、低位発熱量、単位体積重量、元素組成	1回/月	バイオマス比率を算出する。
焼却主灰	重金属溶出量	4回/年	
	ダイオキシン類	4回/年	
	熱灼減量	1回/月	
	放射能濃度（セシウム134、137）	1回/年	
飛灰処理物	重金属溶出量	4回/年	
	ダイオキシン類	4回/年	
	放射能濃度（セシウム134、137）	1回/年	
鉄類	資源化物	4回/年	資源化を行う場合
地下水（井戸）の水質	用途に必要な項目	水質管理に必要な回数	
大気	粉じん濃度	1回/年	4地点
騒音	騒音	1回/年	5地点
振動	振動	1回/年	5地点
悪臭	臭気濃度	1回/年	5地点、脱臭装置排出口を含む
作業環境	ダイオキシン類濃度	2回/年	
	粉じん濃度		
	二硫化炭素濃度		
居室環境	浮遊粉じん	運営開始当初及び改築等を実施した場合	
	一酸化炭素		
	二酸化炭素		
	温度		
	相対湿度		
	気流		
	ホルムアルデヒドの量		使用を開始した時点以降直近の6月1日から9月30日までの間に1回
周辺環境(土壌)	ダイオキシン類濃度	1回/年	市が指定する2地点

第3節 排ガス等の基準値を超えた場合の対応

1. 要監視基準と停止基準

(1) 基準の区分

運営事業者による新施設の運営が環境面から適切に実施されているかの判断基準として、要監視基準と停止基準を設定する。要監視基準は、その基準を上回った場合、原因の究明等の監視強化を行うための基準である。停止基準は、その基準を上回った場合、新施設を停止しなくてはならない基準である。

(2) 対象項目

- 1) 要監視基準は、新施設からの排ガスに関する環境測定項目のうち、連続測定のばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物、水銀とし、運営事業者の提案により設定する基準値とする。
- 2) 停止基準は、公害防止基準値とする。なお、騒音、振動及び悪臭の測定地点については、環境影響調査結果を踏まえた敷地境界地点とする。

(3) 要監視基準及び停止基準の判定方法

要監視基準及び停止基準の判定方法については、表8に示すとおりとする。

表8 排ガス等の要監視基準及び停止基準等

区分	項目	要監視基準		停止基準	
		基準値	判定方法	基準値	判定方法及び措置
連続測定項目	ばいじん [g/m ³ N]	[]	1時間平均値が左記の基準値を超えた場合、新施設の監視を強化し、改善策を検討する。	0.008	1時間平均値が左記の基準値を超えた場合、新施設の運転を停止すること。また、原因究明と基準値を遵守するための対策を講ずること。
	硫黄酸化物 [ppm]	[]		25	
	塩化水素 [ppm]	[]		25	
	窒素酸化物 [ppm]	[]		50	
	水銀 [μg/m ³ N]	[]		30	
バッチ測定項目	ダイオキシン類 [ng-TEQ/m ³ N]		—	0.05	定期バッチ測定データが左記の基準値を超えた場合、新施設の運転を停止すること。また、原因究明と基準値を遵守するための対策を講ずること。
	水銀 [μg/m ³ N]		—	30	
	カドミウム及びその化合物 [mg/ m ³ N]		—	1	
	塩素 [mg/ m ³ N]		—	30	
	弗素、弗化水素及び弗化珪素 [mg/ m ³ N]		—	10	
	鉛及びその化合物 [mg/ m ³ N]		—	10	
騒音	朝 (6~8時)		—	55	敷地境界における基準値を超えた場合は、新施設の運転を停止すること。また、原因究明と基準値を遵守するための対策を講ずること。
	昼 (8~19時)		—	60	
	夕 (19~22時)		—	55	
	夜 (22~6時)		—	55	
振動	昼 (8~19時)		—	60	
	夜 (19~8時)		—	55	
悪臭	特定悪臭物資			22物質	悪臭は、本要求水準書 設計・建設業務編、第2章、第2節 環境保全に係る計画主要目に示す基準とする。 敷地境界線における基準値を超えた場合は、新施設の運転を停止すること。また、原因究明と基準値を遵守するための対策を講ずること。
	臭気指数			12	

※煙突出口、乾きガス：O₂ 12%換算値

2. 要監視基準値を超えた場合の対応

運営事業者は、要監視基準値を超えた場合には、本市に連絡し、停止基準に至らないよう、速やかに対策を施すとともに、次に示す手順で新施設の平常どおりの運転状態への復旧を図ること。

- (1) 要監視基準値を超えた原因の解明
- (2) 追加測定結果等を踏まえた改善計画の策定（本市による承諾）
- (3) 改善作業への着手
- (4) 改善作業完了確認（本市による確認）
- (5) 作業完了後の運転データの確認（本市による確認）
- (6) 監視強化状態から平常運転状態への復旧
- (7) (1)～(5)の内容及び今後の対策を含めた改善報告書の策定（本市による承諾）

3. 停止基準を超えた場合の対応

運営事業者は、停止基準値を超えた場合には、本市に連絡し、施設の運転を速やかに停止するとともに、次に示す手順で新施設の平常どおりの運転状態への復旧を図ること。なお、必要に応じ、周辺住民、関係機関への報告、説明、対応等への協力を行うこと。

- (1) 運転の停止、本市への通知
- (2) 停止レベルに至った原因の解明
- (3) 復旧計画の策定（本市による承諾）
- (4) 改善作業への着手
- (5) 改善作業の完了確認（本市による確認）
- (6) 復旧のための試運転の開始
- (7) 運転データの確認（本市による確認）
- (8) 新施設の使用再開
- (9) (1)～(7)の内容及び今後の対策を含めた改善報告書の策定（本市による承諾）

4. その他留意事項

焼却主灰及び飛灰処理物について、本市が搬出を行う施設の受入基準超過に伴う受入停止の措置が発生した場合、運営事業者は、受入停止措置が解除されるまでの間、運営事業者の責任において焼却灰等の保管や代替地における処分等を行うこと。なお、これに伴う費用は運営事業者の負担とする。

第4節 光化学オキシダントによる運転管理について

福井市光化学オキシダント緊急対応マニュアルにより光化学オキシダント注意報以上が発令され、新施設に対して、ばい煙等減少措置の要請があり、焼却処理量の削減の必要が生じた場合は、本市と協議のうえ、対策を講ずるものとする。

第7章 防火・防災管理業務

第1節 緊急対応マニュアル作成

- (1) 運営事業者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全な停止、復旧等の手順を定めた緊急対応マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。
- (2) 運営事業者は、緊急対応マニュアルに基づき、事業従事者に作業手順を習熟させ、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行うこと。
- (3) 運営事業者は、作成した緊急対応マニュアルについては、緊急対応が安全、かつ速やかに行えるよう、必要に応じて改定すること。改定にあたっては本市の承諾を得ること。
なお、本市業務範囲における緊急時対応マニュアルは、本市と協議して作成・見直しを行うこと。
- (4) 運営事業者は、自然災害等による緊急事態に遭遇した場合においても、新施設の損害を最小限にとどめつつ、本事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における方法や手段等を取り決めておくBCP（事業継続計画）を本市と協議のうえ、策定すること。また、BCM（事業継続管理）によって、策定した計画の適切な運用、維持管理に努めること。なお、本市業務範囲におけるBCPは、本市と協議して策定すること。

第2節 新施設の防火・防災管理業務

- (1) 運営事業者は、消防法等関連法令に基づき、新施設の防火・防災上必要な管理者、組織等の防火・防災管理体制を整備し、本市に報告すること。なお、体制を変更した場合には速やかに本市に報告すること。
- (2) 新施設の要求性能を発揮し、関係法令、公害防止条件等を遵守した適切な防火・防災管理業務を行うこと。
- (3) 運営事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、防火・防災管理上、問題がある場合は、本市と協議のうえ、新施設の改善を行うこと。
- (4) 運営事業者は、特に、ごみピット、ストックヤード等については、入念な防火管理を行うこと。
- (5) 本市の地域防災計画及び災害廃棄物処理計画との連携を図る等協力を行うこと。

第3節 二次災害の防止

運営事業者は、災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び本施設、福井市東山健康運動公園、道路や電力網などの公共物へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。

第4節 自主防災組織の整備

運営事業者は、台風、大雨、大雪等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我等が発生した場合に備えて、自主防災組織を整備するとともに、警察、消防、本市等への連絡体制を整備すること。

なお、体制を変更した場合は速やかに本市に報告すること。

第5節 防火・防災訓練の実施

緊急時に自主防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防火・防災訓練等を行うこと。また、訓練の開催については、事前に本市に連絡し、本市の参加について協議すること。

第6節 災害発生時の対応・防災備蓄倉庫の管理

- (1) 運営事業者は、緊急時対応については本市職員と連携を図ること。
- (2) 運営事業者は、災害発生時において見学者等を適切に誘導するとともに、作業員の避難等人身の安全を最優先すること。
- (3) 震災その他不測の事態により、計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生する等の状況に対して、その処理を本市が実施しようとする場合、運営事業者はその保管、処理処分に関与すること。ただし、通常の作業条件を著しく逸脱する場合は協議を行う。
- (4) 運営事業者は、本市と他の自治体間における相互支援等について本市に協力すること。
- (5) 災害発生時には、運営事業者は防災備蓄倉庫に保管している防災備蓄品の支給を行う等、適切な対応を行うこと。
- (6) 災害発生時には、備品等の搬出等について本市の指示に基づき対応すること。災害発生時の対応の詳細については本市と協議のうえ、決定すること。
- (7) 運営事業者は、以下に示す防災備蓄品等を備蓄するとともに備蓄量の確認・維持管理・更新を行うこと。

表9 防災備蓄等

対象者	内容	数量
見学者等	水（2L ペットボトル）	1,575 本（3L/日・人で換算）
	非常食	600 食分
	毛布	140 枚
	幼児用紙おむつ	8 名分×3 日分
	大人用紙おむつ	10 名分×3 日分
	レディースセット	50 個
	卓上電気調理器（調乳、簡単な調理等での利用）	2 台
	ラジオ付懐中電灯	1 個
	その他提案による	-

- (8) 備蓄する非常食等は賞味期限の2か月前を目途に更新し、備蓄品が無駄にならないよう有効利用等を図ること。

第7節 急病等への対応

- (1) 運営事業者は、新施設の利用者等の急な病気・けが等に対応できるように、簡易な医薬品等を用意するとともに、急病人等が発生した場合の対応マニュアルを作成すること。
- (2) 運営事業者は、作成した対応マニュアルを周知し、十分な対応が実施できる体制を整

備すること。

- (3) 急病等が発生した場合、対応マニュアルに従い対応し、状況に応じ消防、警察等へ連絡するとともに、運営事業者は直ちに本市に報告すること。報告後、速やかに対応等を記した報告書を作成し、本市に提出すること。
- (4) 新施設に設置してあるAEDの維持管理（更新含む）等を定期的実施すること。

第8節 事故報告書の作成

運営事業者は、事故が発生した場合、直ちに本市、消防・警察・当該の労働基準監督署等へ連絡するとともに、緊急対応マニュアルに従い、事故の発生状況、事故時の運転管理記録等を本市に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、本市に提出すること。

第8章 保安・清掃業務

第1節 新施設の関連業務

運営事業者は、本要求水準書、関係法令等を遵守し、以下の植栽管理、清掃業務(新施設以外)、施設警備・防犯、除雪等の適切な関連業務を行うこと。

第2節 植栽管理

運営事業者は、事業実施区域内の緑地、植栽等を常に良好に保ち（剪定・草刈等を含む）、適切に維持管理すること。

台風等の強風の後、植栽の状況を確認し施設の操業や来場者に危険がおよぶ可能性がある植栽については伐採等の対策を講ずること。

第3節 調整池管理

運営事業者は、福井市東山健康運動公園敷地内に整備する調整池の維持管理を行い、調整池の保全に必要なすべての業務を行うこと。

第4節 除雪業務

運営事業者は、積雪時等に施設の運営に必要な除雪作業を行うこと。除雪に必要な設備は運営事業者において用意すること。

第5節 清掃業務（新施設以外）

運営事業者は、運営期間を通して事業実施区域内（新施設の清掃は維持管理業務に含む）を清掃し清潔に保つこと。特に見学者等第三者の立ち入る場所は、常に清潔な環境を維持すること。

第6節 施設警備・防犯

- (1) 運営事業者は、施設及び場内の警備・防犯体制を整備のうえ、場内警備を実施すること。
- (2) 運営事業者は、整備した施設警備・防犯体制について本市に報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに本市に報告すること。

第9章 施設見学者及び住民等対応業務

第1節 見学者対応

- (1) 施設見学者（一般見学者）の受付及び説明については、運営事業者が行うこと。また、施設見学者（行政視察）の受付及び説明については、本市が行うので、運営事業者は本市が行う見学者説明に協力すること。
- (2) 施設見学は原則として平日 9:00-17:00 の間で受け入れる予定であるので、見学者が見学者ルートに沿って、安全かつ快適に見学できるようにすること。
- (3) 見学者説明用リーフレットの不足が生じる前に、本市と協議し運営事業者が必要部数を印刷すること。また、リーフレットの内容について必要に応じ更新し、必要部数を作成すること。ただし、詳細については本市と協議し決定すること。
- (4) 運営事業者は、説明用設備の点検整備を行うとともに状況に応じ説明用設備の更新を行うこと。更新対象設備及び更新頻度は提案によることとするが、詳細については本市と協議のうえ決定する。
- (5) 運営事業者は、新施設の見学者の安全が確保される体制を整備すること。
- (6) 見学者説明用リーフレット、説明用設備は施設見学者が内容を理解可能なわかりやすい表現での作成に努めること。
- (7) 参考に見学者の受け入れ実績を示す。

第2節 周辺住民対応

- (1) 運営事業者は、常に適切な運営を行うことにより、周辺の住民の信頼と理解、協力を得ること。
- (2) 運営事業者は、本市が行う周辺の住民との協議に対して、本市の要請に基づき協力すること。なお、周辺住民等を含む新施設の各協議会及び委員会から新施設の運営に関して求められた事項については、報告書等の資料を作成のうえ、各協議会等に出席し説明を行うこと。
- (3) 本市が住民等と結ぶ協定等を十分理解し、これを遵守すること。
- (4) 運営事業者は、周辺環境等への影響がないように配慮すること。
- (5) 運営事業者は、新施設の運営に関して、住民等から意見等があった場合、速やかに本市に報告し、本市と協議のうえ、対応すること。

第10章 情報管理業務

第1節 新施設の情報管理業務

運営事業者は、本要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な情報管理業務を行うこと。また、情報管理は遠隔やクラウドサービスなど最新の情報管理方法の活用も検討する。ただし、管理する情報は、その目的以外に使用しないものとし、情報漏えいを防止する措置を講ずること。なお、個人情報の取扱いについては、「福井市個人情報保護条例」に定める事項を遵守すること。

第2節 業務計画及び業務実施計画の策定

運営事業者は、業務計画及び業務実施計画を策定し保管し、毎年度策定する業務実施計画は必要に応じて更新、変更等を行うこと。

第3節 運営体制

運営事業者は、以下の体制について本市の承諾を得ること。運営事業者は、必要に応じ下記以外の体制についても作成し、本市の承諾を得ること。

- (1) 安全衛生管理体制
- (2) 防災管理体制
- (3) 連絡体制
- (4) 施設警備・防火・防犯体制
- (5) 運転管理体制
- (6) 緊急時の連絡体制
- (7) その他運営業務の実施のため必要と認められる体制

第4節 運営マニュアル

運営事業者は、運営マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。運営事業者は、必要に応じ下記以外のマニュアルも作成し、本市の承諾を得ること。

運営事業者は、本市と協議のうえ新施設の運営マニュアルを作成する。

運営事業者は、運営マニュアルを必要に応じて改定すること。なお、改定にあたっては本市の承諾を得ること。

運営マニュアルには下記マニュアルの内容を含めること。

- (1) 受付業務マニュアル
- (2) 運転管理マニュアル
- (3) 維持管理マニュアル
- (4) 測定管理マニュアル
- (5) 緊急対応マニュアル
- (6) 警備・防犯マニュアル
- (7) 施設見学者及び住民等対応業務マニュアル
- (8) その他関連業務マニュアル

第5節 運転管理

- (1) 運営事業者は、新施設の年間運転計画書、月間運転計画書、年間調達計画書及び月間調達計画書を作成し、本市へ提出すること。
- (2) 運営事業者は、ごみ種類別の搬入量・処理量、資源化物量、灰搬出量、運転データ、用役データ、運転日報、月報、年報等を記載した運転管理記録を作成し、本市に提出すること。
- (3) 運転管理記録の詳細項目は、本市と協議のうえ、決定すること。
- (4) 運転管理記録関連データは、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。
- (5) 本施設で得たデータは、本市に帰属することを基本とする。ただし、運営事業者などが本施設で得たデータを利用する場合は事前に本市と協議し承諾を得ること。
- (6) 遠隔、クラウドサービス等で運転管理を行う場合のデータの取扱い、データの漏えい対策等については、本市と協議のうえ決定すること。

第6節 保守管理

- (1) 運営事業者は、保守管理計画及び保守管理結果を記載した保守管理実施結果報告書を作成し、本市へ提出すること。
- (2) 運営事業者は、保守管理実施結果報告書の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議のうえ、決定すること。
- (3) 保守管理関連データは、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

第7節 補修工事

- (1) 運営事業者は、運営期間を通じた補修工事計画書、年間補修工事計画書、補修工事実施計画書、補修工事結果を記載した補修工事実施報告書及び年間補修工事実施結果報告書を作成し、本市へ提出すること。
- (2) 運営事業者は、(1)に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議のうえ決定すること。
- (3) 補修工事関連データは、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

第8節 更新工事

- (1) 運営事業者は、運営期間を通じた更新工事計画書、年間更新工事計画書、更新工事実施計画書、更新工事結果を記載した更新工事実施報告書及び年間更新工事実施結果報告書を作成し、本市へ提出すること。
- (2) 運営事業者は、(1)に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議のうえ決定すること。
- (3) 更新工事関連データは、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

第9節 保全工事

- (1) 運営事業者は、保全工事を行う場合は保全工事計画書を作成し、本市へ提出すること。
- (2) 運営事業者は、保全工事計画書及び保全工事实施計画書、保全工事結果を記載した保全工事实施結果報告書を作成し、本市へ提出すること。
- (3) 運営事業者は、保全工事实施結果報告書の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議のうえ決定すること。
- (4) 保全工事関連データは、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

第10節 作業環境管理

- (1) 運営事業者は、作業環境管理計画書及び作業環境保全状況を記載した作業環境管理結果報告書を作成し、本市へ提出すること。
- (2) 運営事業者は、作業環境管理計画書及び作業環境管理結果報告書の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議のうえ決定すること。
- (3) 作業環境管理関連データは、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

第11節 防火・防災管理

- (1) 運営事業者は、防火・防災に関する管理計画書及び管理結果報告書を作成し、本市へ提出すること。
- (2) 運営事業者は、管理計画書及び管理結果報告書の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議のうえ決定すること。
- (3) 防火・防災管理関連データは、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

第12節 清掃実施

- (1) 運営事業者は、清掃計画書及び清掃実施結果報告書を作成し、本市へ提出すること。
- (2) 運営事業者は、清掃計画書及び清掃実施結果報告書の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議のうえ決定すること。
- (3) 清掃関連データは、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

第13節 測定管理報告

- (1) 運営事業者は、表7に示した測定項目及び測定頻度を遵守するように測定管理マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。
- (2) 運営事業者は、測定管理マニュアルに基づき測定管理を行うこと。
- (3) 運営事業者は、測定管理結果を測定管理結果報告書としてまとめ、本市へ提出すること。
- (4) 運営事業者は、測定管理結果報告書の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議のうえ決定すること。
- (5) 測定管理結果報告書は、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

と。

第14節 施設情報管理

- (1) 運営事業者は、本業務に関する各種マニュアル、図面等を本業務期間にわたり適切に管理すること。
- (2) 運営事業者は、修繕工事等により、本業務の対象施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更すること。
- (3) 運営事業者は、新施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法について検討し、本市へ報告すること。
- (4) 運営事業者は、本市等が発信するホームページ等に掲載する資料について提出を求められた場合、速やかに対応すること。

第15節 業務報告

- (1) 運営事業者は、上記第5節から第13節の履行結果をとりまとめた業務報告書（日報、週報、月報、年報）を作成し、本市へ提出すること。
- (2) 業務報告書の提出時期、詳細項目は本市と協議のうえ決定すること。

第16節 その他管理記録報告

- (1) 運営事業者は、年に2回、財務諸表を本市に提出すること。
- (2) 運営事業者は、新施設の管理記録すべき項目、又は運営事業者が自主的に管理記録する項目を考慮し、管理記録報告を作成すること。
- (3) 運営事業者は、報告書の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議のうえ決定すること。
- (4) 管理記録報告については、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

第17節 環境モニタリングデータ

運営事業者は、新施設の排ガス濃度等の情報を環境モニタリングデータ表示盤に表示すること。

第18節 ホームページの作成及び管理

運営事業者は、本市と協議のうえ、新施設に係るホームページの作成、更新及び管理を行うこと。

第11章 業務モニタリング

第1節 モニタリング方法

本市は、事業期間にわたり、運營業務の実施状況についてモニタリングし、本要求水準書等に定められた業務を確実に遂行しているかについて確認する。

モニタリングは、運営事業者が本要求水準書等に基づき業務の管理及び確認を行ったうえで、運営事業者が自らにより確認し、本市に報告する。本市はその報告に基づき確認を行う。

(1) 書類による確認

運営事業者は、運営・維持管理業務に係る各業務に関して必要な計画書、報告書を本市へ提出して、本要求水準等の内容の達成状況について承諾を受ける。

なお、必要な提出図書の詳細については、本市と運営事業者が協議して決定する。

表10 提出書類と提出時期（参考）

No.	提出書類	提出時期
1	業務計画書（第1章 第3節 15.参照）	運營業務開始 60 日前まで
2	業務実施計画書（第1章 第3節 15.参照）	翌事業年度開始 30 日前まで
3	月間業務実施計画書	毎月 25 日まで
4	業務報告書（日報）	翌日の 12 時まで
5	業務報告書（週報）	翌月曜日の 12 時まで
6	業務報告書（月報）	翌月 10 日まで
7	業務報告書（年報）	翌事業年度開始 30 日後まで
8	業務実施結果報告書	翌事業年度開始 30 日後まで
9	会社法上要求される計算書類、事業報告、附属明細書、監査報告、会計監査報告及びキャッシュフロー計算書	翌事業年度開始後 3 か月後まで
10	その他本市が必要とする書類	随時

(2) 定例会の実施

本市及び運営事業者は、運營業務のモニタリング実施にあたり、月1回の定例会を実施する。なお、表11に示した定期モニタリングの内容を合わせて実施する。

(3) 現地における確認

本市は、運營業務のモニタリング実施にあたり、必要と認める時は、現地における確認を行う。運営事業者は、本市の現地における確認に必要な協力をする事。

第2節 モニタリングの手順

モニタリングの手順及び運営事業者と本市の作業内容は表 11 に示すとおりである。ただし、モニタリング方法についての詳細は、運営事業者が提供するサービスの方法に依存するため、事業契約の締結後に策定するモニタリング実施計画書において確定する。

表 11 具体的なモニタリング手順（参考）

	運営事業者	本市
計画時	<ul style="list-style-type: none"> 建設完了前に業務計画書、運営マニュアルを作成し、本市へ提出する。 業務実施計画書（年間・月間等）、業務報告書（日報、週報、月報、年報）等の様式を作成し、本市へ提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務計画書等を運営事業者と協議のうえ、内容を確認して承諾する。 業務報告書の様式等を運営事業者と協議のうえ、内容を確認して承諾する。
日常モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> 毎日の業務の実施に関する日常モニタリングを行い、その結果に基づき、セルフモニタリング結果報告書を作成し、業務実績報告書（日報）にその内容を含める。 業務実績報告書（日報）を本市へ提出する。 本事業の運営やサービスの提供に大きな影響を及ぼすと思われる事象が生じた場合には、直ちに本市に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務報告書（日報、セルフモニタリング結果報告を含む）の内容及び業務水準を確認して承諾する。
定期モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> 業務報告書（日報）及びその他の報告事項をとりまとめ、業務実績報告書（週報、月報、年報）を提出する。 財務諸表を提出する。 モニタリング結果の公表について、本市へ協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務実施結果報告書等の内容を確認し、業務実施状況の評価を行い、評価結果を運営事業者へ通知する。 定期的に施設巡回、業務監視、運営事業者に対する説明要求及び立会い等を行う。 モニタリング結果に基づき、委託料の支払いを行う。 モニタリング結果について対外的に公表する。
随時モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> 適宜、説明要求や現場立会いの対応を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 定期モニタリングのほかに、必要に応じて、施設巡回、業務監視、運営事業者に対する説明要求及び立会い等を行う。この結果については、定期モニタリングの結果に反映する。 是正指導等を行った場合、運営事業者からの是正指導に対する対処の完了の通知等を受けて実施する。

※モニタリングの実施に際し、本市が行うモニタリングにおいて発生した費用（第三者機関、外部委託者）は、本市が負担し、それ以外に運営事業者のモニタリングにおいて発生した費用（第三者機関による調査、分析、評価等を含む）については、運営事業者が負担する。

第3節 是正勧告等の流れ

(1) 是正レベルの認定

本市は、運営業務が事業契約書等に規定する要求水準及び仕様を満たしていないと判断される事象が発生した場合には、次に示す基準（参考）に従い、その是正レベルの認定を行い、運営事業者に通知するとともに委託費用の減額を行う場合がある。

是正レベルとその基準（参考）

レベル1：新施設の運営に軽微な支障がある場合等
レベル2：新施設の運営において長時間の停止が必要となる場合等
レベル3：新施設の運営において数日間の停止が必要となる場合、本市の承諾なく特定事業契約書に反する行為を行った場合、不法行為、虚偽の報告を行った場合等

是正のレベル（参考事象）の一部を以下に示す。

是正レベル	参考事象（一部）
レベル1	<ul style="list-style-type: none"> ・業務報告の不備 ・故障等による個別設備の短期間の停止 ・作業場所等の整理状況が悪い場合 ・提出書類を期限までに提出しない場合 ・各種マニュアルの改善を必要に応じて行わない場合 ・連絡の不備等
レベル2	<ul style="list-style-type: none"> ・長時間の停止を必要とする場合（計画的なものを除く） ・レベル1に該当する場合で是正指導の手続きを経てなお是正が認められないと本市が判断した場合等
レベル3	<ul style="list-style-type: none"> ・数日間の停止を必要とする場合（計画的なものを除く） ・安全管理の不備による人身事故の発生 ・環境保全に関する規制基準の遵守違反 ・特定事業契約書等に基づき本市が提出を求めた書類について、正当な理由なく提出しない場合 ・レベル2に該当する場合で再度是正勧告の手続きを経てなお是正が認められないと本市が判断した場合等

(2) 注意

本市は、本要求水準書、事業提案書及び特定事業契約書等に規定する要求水準及び仕様等を満たしていないと判断される事象がレベル1に該当する恐れがある場合、運営事業者に対して、当該業務の是正を行うように注意する。

運営事業者は、本市から注意を受けた場合、速やかに是正対策を行わなければならない。対策後も是正が見込まれない場合には、本市は文書による嚴重注意を行うものとする。是正対策を行わない場合もしくは特定事業契約書等に規定する要求水準及び仕様を満たしていないと判断される事象がレベル1に該当すると認定した場合、直ちに是正指導を行うものとする。

(3) 是正指導

本市は、本要求水準書等に規定する要求水準及び仕様を満たしていないと判断される事象がレベル1に該当すると認定した場合、運営事業者に対して、当該業務の是正を行うよう是正指導を行うものとする。

運営事業者は、本市から是正指導を受けた場合、速やかに是正対策と是正期限について本市と協議を行い、是正対策と是正期限等を本市に提示し、本市の承諾を得るものとする。特定事業契約書等に規定する要求水準及び仕様を満たしていないと判断される事象がレベル2に該当すると認定した場合、本市は、直ちに是正勧告を行うものとする。

(4) 是正指導の対処の確認

本市は、運営事業者からの是正指導に対する対処の完了通知を受け、随時モニタリングを行い、是正が行われたかどうかを確認する。

レベル1の事象において是正が認められない場合、是正勧告の措置を行うものとする。

(5) 是正勧告

本市は、本要求水準書、事業提案書及び特定事業契約書等に規定する要求水準及び仕様等を満たしていないと判断される事象がレベル2に該当すると認定した場合、またはレベル1に該当する場合で是正指導の手続きを経てなお是正が認められないと判断した場合、運営事業者に対して書面により業務の是正勧告を行う。

運営事業者は、本市から是正勧告を受けた場合、速やかに必要な措置を施すとともに、本市と協議のうえ、是正対策と是正期限等を記載した是正計画書を本市に提出し、本市の承諾を得たうえで、速やかに是正措置を行うものとする。

(6) 是正勧告の対処の確認

本市は、運営事業者からの是正勧告に対する対処の完了の通知又は是正期限を受け、随時のモニタリングを行い、是正が行われたかどうかを確認する。

(7) 再度是正勧告

上記(6)におけるモニタリングの結果、是正計画書に沿った期間、内容による是正が認められないと本市が判断した場合、本市は、運営事業者に再度の是正勧告を行うとともに、再度、是正計画書の提出請求、協議、承諾及び随時モニタリングにより、運営事業者の再度是正勧告の対処の確認を行う。なお、再度是正勧告については、本市が必要と判断したとき、その内容を公表することができる。

(8) 警告

本市は、本要求水準書、事業提案書及び特定事業契約書等に規定する要求水準及び仕様等を満たしていないと判断される事象がレベル3に該当すると認定した場合、又はレベル2に該当する場合で再度是正勧告の手続きを経てなお是正が認められないと判断した場合、運営事業者に警告を行うとともに、即座にその行為の中止等を指示できる。運営事業者はその指示に従うとともに、理由書及び是正計画書の提出を速やかに行う。本市は、是正計画書の内容協議、承諾及び随時モニタリングにより、運営事業者の対処の確認を行う。なお、警告については、本市が必要と判断したとき、その内容を公表することができる。

第12章 契約期間終了時のモニタリング

第1節 モニタリング方法

- (1) 運営事業者は、事業期間終了5年前に、事業期間終了後の新施設等の取扱について、協議を開始する。
- (2) 運営事業者は、事業終了時の1年前に、施設の劣化等の状況及び施設の保全のために必要となる資料の整備状況の報告を行う。
- (3) 本市は、(2)の報告内容について確認を行う。
- (4) 本市及び運営事業者は、上記(3)による確認の内容に基づき、必要に応じて修繕計画等について協議する。
- (5) 運営事業者は、本要求水準書等を満たすよう、事業終了時まで、協議の結果を反映した修繕計画書に基づき修繕を行うほか、必要となる資料を整備し、本市に確認等を受ける。

第2節 確認方法

- (1) 書類による確認
運営事業者は、現況図面、施設の保全に係る資料等を含めた取扱説明書等の書類を、事業終了時に本市に提出して確認を受ける。
- (2) 現地における確認
本市は、施設の現況が、上記(1)で提出された資料の内容のとおりであるかどうか現地における確認を行う。運営事業者は、本市の現地における確認に必要な協力を行うこと。